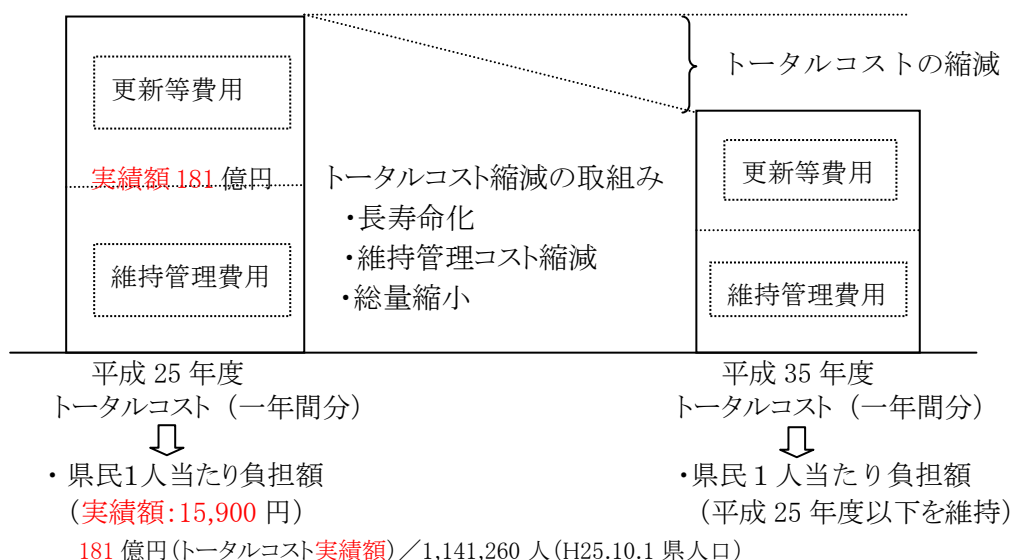


トータルコスト目標設定の考え方

◆目標設定の考え方

本基本方針による取組み（長寿命化、維持管理コストの縮減、総量縮小）の総合的な推進により、県有施設にかかるトータルコストの県民1人当たりの負担額について、平成25年度以下を維持する。



- トータルコストとは、中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。（総務省指針）
- 対象施設は一般財産（インフラ資産、企業会計資産は除く）
- 平成25年度と平成35年度のそれぞれ一年間分のデータで比較（消費税・物価水準調整）
- 国立社会保障・人口問題研究所推計：(H22) 1,168,924 人 → (H32) 1,062,188 人 (△9.1%)

更新等費用の説明

①指標 見積額（将来の更新等のために当年度に負担すべき額）

$$\text{総和} \left[\text{個別施設「更新等費用」} = \frac{\text{長寿命化改修} + \text{除却} + \text{建替(更新)}}{\text{使用見込(耐用)年数}} \right] \quad (\ast 2)$$

今後、長寿命化指針策定及び全庁的にデータ収集し一元管理の仕組み構築

②取組み 長寿命化による使用年数の増加、施設延べ床面積総量縮小など

維持管理費用の説明 (※3)

①指標 実績額（光熱水費、清掃等維持費、設備運転等運用費など）

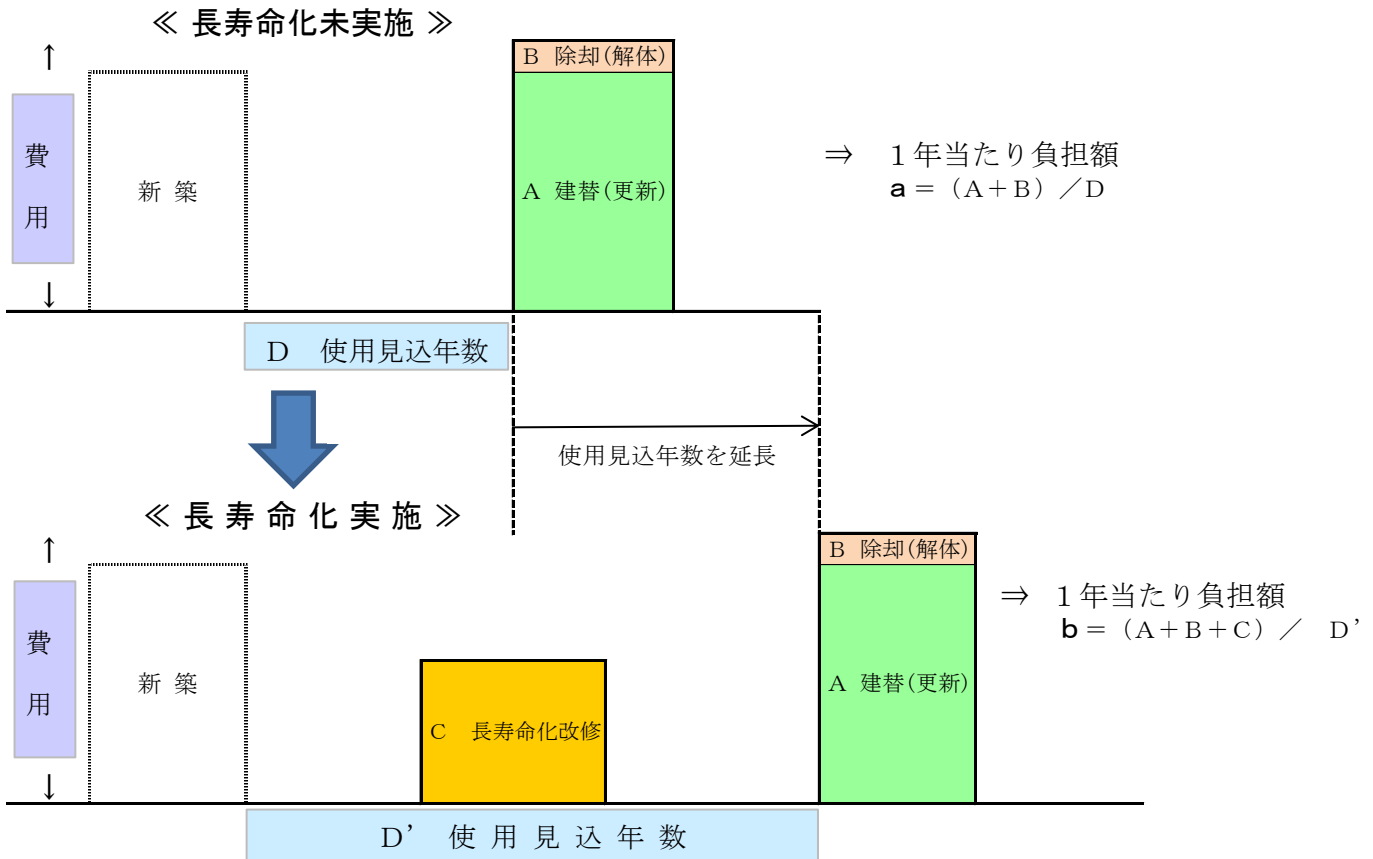
今後、全庁的にデータ収集し一元管理の仕組み構築

②取組み 施設管理委託等業務の標準化や同種施設の比較等

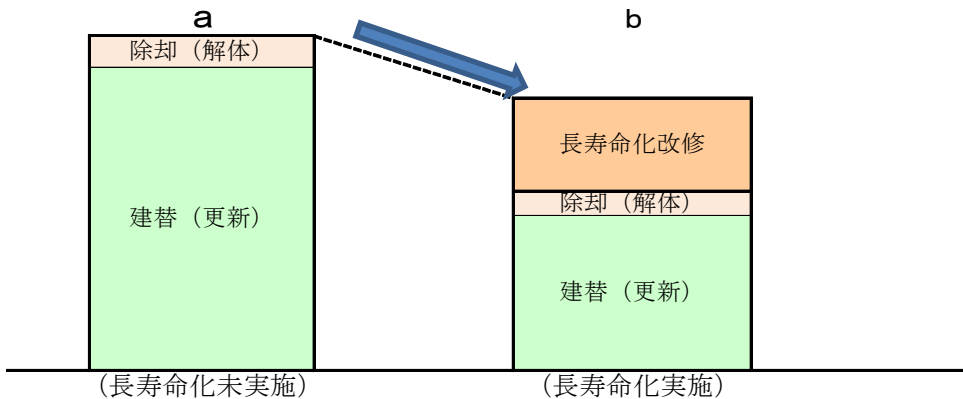
※ 2 個別施設の更新等費用

《例》 ○○庁舎の場合

(モデル：鉄筋コンクリート造3,500㎡規模)



【一年当たり負担額の比較】



長寿命化の取組みにより改修費用は増加するが、使用見込年数の延長により、1年当たりのコスト縮減が図られる。

《費用算定例》

○建替(更新)	: 10 億円	○建物使用見込年数	
○除却(解体)	: 0.5 億円	・通常	: 40年
○長寿命化改修	: 6 億円	・長寿命化実施	: 80年(+40年)

1年当たりの負担額

a 長寿命化未実施の場合

$$(10 \text{ 億円} + 0.5 \text{ 億円}) / 40 \text{ 年} = 26 \text{ 百万円/年}$$

b 長寿命化実施の場合

$$(10 \text{ 億円} + 0.5 \text{ 億円} + 6 \text{ 億円}) / 80 \text{ 年} = 21 \text{ 百万円/年}$$

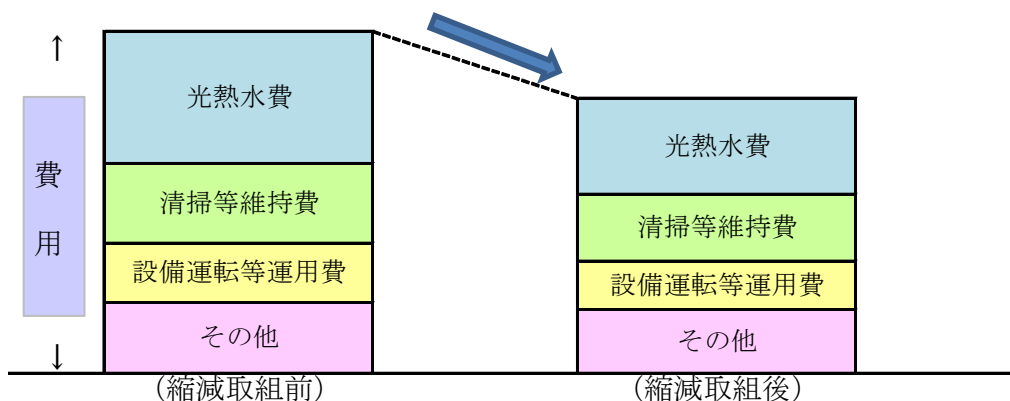
差額=5百万円
(約20%縮減)

※3 個別施設の維持管理費用

《例》 ○○庁舎の場合

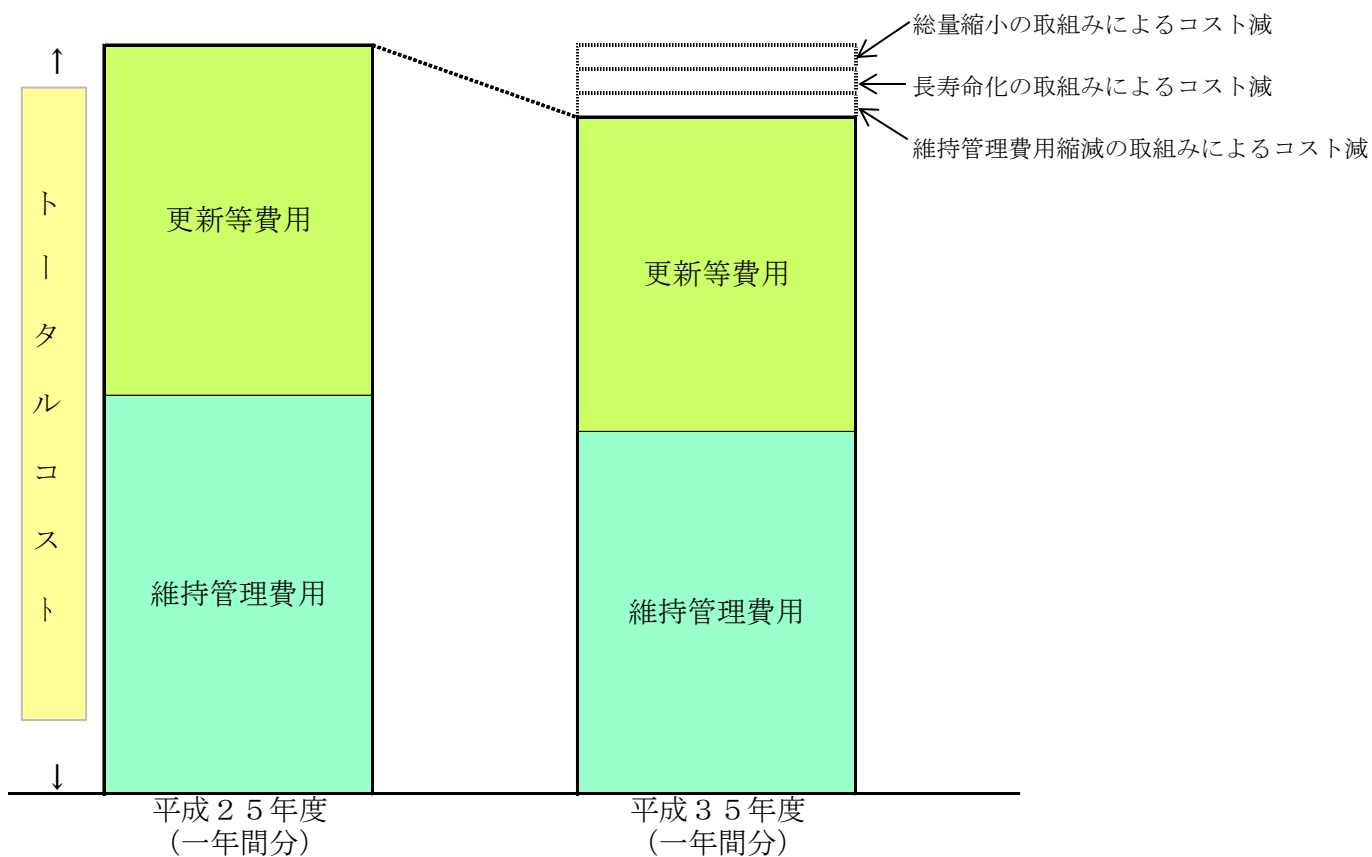
◆維持管理費用

【一年当たり負担額の比較】



委託等業務発注方法の改善やベンチマーキング（同種・同規模施設同士のコスト比較による優良事例を参考とした改善）等の取組みにより、維持管理コストの縮減を図る。

【トータルコスト縮減イメージ】



(目 的)

第1条 県有財産を経営的な視点で総合的に管理、活用するファシリティマネジメントの取組みを全庁的に推進するため、山形県県有財産総合管理推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 県有財産の総合的な管理・活用に関する基本方針の策定及び推進に関すること。
- (2) その他、県有財産の総合的な管理・活用に関する重要事項に関すること。

(組 織)

第3条 本部は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 本部長は、本部を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹 事 会)

第5条 本部に、本部会議に付議すべき事案の検討調整等を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事長は、幹事会を総括する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が座長となる。

(ワーキンググループ)

第6条 幹事会に、基本方針の策定及び個別具体的な事項について専門的な調査、研究等を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(事 務 局)

第7条 本部に、本部の庶務その他の事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局は、行政改革課及び管財課をもって組織し、事務局長は、管財課長をもって充てる。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年5月23日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年5月7日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

本部長	総務部長
副本部長	総務部次長
本部員	企画振興部次長
本部員	環境エネルギー部次長
本部員	子育て推進部次長
本部員	健康福祉部次長
本部員	商工労働部次長
本部員	観光文化スポーツ部次長
本部員	農林水産部次長
本部員	県土整備部次長
本部員	会計局次長
本部員	村山総合支庁総務企画部長
本部員	最上総合支庁総務企画部長
本部員	置賜総合支庁総務企画部長
本部員	庄内総合支庁総務企画部長
本部員	東京事務所長
本部員	企業局長
本部員	病院事業局長
本部員	教育次長
本部員	警察本部警務部長

別表 2 (第 5 条関係)

幹事長	総務部次長
副幹事長	総務部管財課長
幹事	総務部財政課長
幹事	企画振興部企画調整課長
幹事	環境エネルギー部環境企画課長
幹事	子育て推進部子育て支援課長
幹事	健康福祉部健康福祉企画課長
幹事	商工労働部産業政策課長
幹事	観光文化スポーツ部観光立県推進課長
幹事	農林水産部農政企画課長
幹事	県土整備部管理課長
幹事	県土整備部建築住宅課営繕室長
幹事	会計局会計課長
幹事	村山総合支庁総務企画部総務課長
幹事	最上総合支庁総務企画部総務課長
幹事	置賜総合支庁総務企画部総務課長
幹事	庄内総合支庁総務企画部総務課長
幹事	東京事務所副所長
幹事	企業局総務企画課長
幹事	病院事業局県立病院課長
幹事	教育庁総務課長
幹事	警察本部警務部施設装備課長

各取組み 推進工程

具体的取組み	WG構成課(◎は取りまとめ課)											行革プラン推進期間の工程									
	広報課	財政課	行改課	管財課	企画課	環境課	産政課	農企課	管理課	営繕室	会計課	総合支庁	教育庁	警察本部	企業局	病院局	29年度	30年度	31年度	32年度	
	①長寿命化対策の推進				○		○	○	○	◎		○	○	○	○	○	○	一般財産(建物)の個別施設計画策定	学校施設 公共施設	警察施設 その他庁舎	職員公舎
②維持管理・保全業務の適正化			○	◎		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	日常点検管理の手引きの作成	周知と運用	試行	順次試行拡大	
③環境等への配慮																	省エネ指導と定期点検の連携				
④施設情報の一元化				○		◎			◎		○	○	○	○	○	○	県庁関係課における運用	各施設管理者に対する保全マネジメントシステムの活用	方法の周知と運用		
①余裕スペース等の有効活用				◎							○						余裕スペース等の貸付等				
②企業広告の導入拡大				◎							○						対象施設の拡大等の検討・実施				
①未利用県有地の売却推進				◎													未利用県有地の積極的な売却				
②施設の集約化・転用等の推進				◎													施設アセスメントの実施				
				○													公舎相互利用の推進				集約化等に向けた具体的な検討
長寿命化・維持管理コスト低減																					
有効活用																					
総量縮小																					